

令和 8 年度（2026 年度）公共用水域及び地下水水質測定計画について

1 熊本県環境審議会における審議について

水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、知事は河川、湖沼、海域等の公共用水域及び地下水の水質測定を行っているが、その実施に際して、水質汚濁防止法第16条第1項の規定では、毎年、測定計画を作成することとされている。

測定計画の作成に当たっては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、水質汚濁防止に関する重要事項として、執行機関の附属機関である環境審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べることができるとされている。

なお、測定計画及び類型指定の調査審議については、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）要項により、水保全部会の所管事務と定められている。

（審議の経緯）

- ・ 令和 8 年（2026 年）1 月 7 日
熊本県知事から審議会会長へ諮問

- ・ 同 1 月 13 日
審議会会長から審議会水保全部会部会長へ付議

- ・ 同 1 月 28 日
審議会水保全部会において審議、原案どおり了承

- ・ 同 2 月 26 日
審議会水保全部会会長から審議会会長に対し、審議結果の報告

- ・ 同 2 月 26 日
審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり了承する」との答申

2 令和8年度（2026年度）計画の内容

（1）公共用水域

①測定機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局、人吉市、荒尾市
電源開発株式会社

②測定地点数

区分	類型（BOD、COD）※ ¹		類型（全窒素、全磷）※ ²	類型（水生生物）※ ³	
	環境基準点	補助点	環境基準点	環境基準点	補助点
河川	54	72	—	41	—
湖沼	3	—	3	3	—
海域	36	7	22	17	6
計	93	79	25	61	6

※¹ BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）

水の中の有機物を生物化学的又は化学的に分解するとき消費される酸素量。値が大きいほど水質が汚濁していることを示す。

※² 全窒素、全磷に係る調査地点は、一部、CODの調査地点と重複。

※³ 水生生物の保全に係る生活環境項目の調査地点は、一部、CODまたは全窒素、全磷の調査地点と重複。

河川、湖沼の一部及び有明海を除く海域については、類型指定がなされていないため環境基準点等はない。

③測定項目

- ・健康項目：カドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など 26項目
- ・生活環境項目：pH、COD、BOD、SS※、全窒素、全磷など 12項目
- ・特殊項目：フェノール類、銅、全クロム 3項目
- ・要監視項目：PFOS及びPFOA、クロロホルム、ホルムアルデヒドなど 32項目
- ・その他の項目：アンモニア態窒素、溶解性オルトリン酸態リンなど 23項目

※SS：水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値（mg/l）が大きい程水質汚濁が著しいことを指す。

④令和7年度（2025年度）調査との主な変更点

- ・海域において、熊本県が計20地点でPFOS及びPFOAの調査を新たに実施
- ・県が監視する主要河川最下流の基準点（17地点）において、他の要監視項目と併せてPFOS及びPFOAの継続調査（3年に1回のローリング調査）を実施。

※令和7年度までに河川を対象として全環境基準点及び補助点で調査を実施済

（2）地下水

①調査機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局及び錦町

②調査井戸数

調 査 名		熊本県	熊本市	国土交通省	錦町	計
(1)概況調査	①新規概況調査 (G点)	30 (30)	0 (0)	—	—	30 (30)
	②定点継続調査 (T点)	53 (65)	39 (39)	12 (12)	—	104 (116)
(2)継続監視調査	①基準超過地区 継続調査(M点)	140 (143)	117 (117)	—	—	257 (260)
	②VOC 検出地区 継続調査(K点)	7 (9)	10 (10)	—	4 (4)	21 (23)
	③硝酸性窒素 継続調査(N点)	11 (11)	21 (21)	—	—	32 (32)
	③特定地点調査 (A点)	18 (18)	—	—	—	18 (18)
(3)基準超過井戸周辺地区調査(S点)*				—	—	
計		259 (276)	187 (187)	12 (12)	4 (4)	462 (479)

※ () 内は令和7年度(2025年度)計画の調査井戸数。

*基準超過井戸周辺地区調査(S点)は、当該年度の調査で新たに超過が発見された場合に超過範囲確認のため適宜実施する。

③調査項目

- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準項目
カドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など28項目
- ・要監視項目
PFOS及びPFOA、クロロホルム、トルエン、全マンガンなど25項目

④令和7年度(2025年度)調査との主な変更点

- ・新規概況調査(G点)において、熊本県が30地点でPFOS及びPFOAの調査を新たに実施。
- ・県内の定点継続調査(T点)(44地点)において、他の要監視項目と併せてPFOS及びPFOAの継続調査(3年に1回のローリング調査)を実施。
※令和7年度までに地下水を対象とした全てのT点で調査を実施済。
※令和7年6月30日付け環境省通知において、「水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における(PFOS及びPFOA)の水質測定の実施」について依頼があり、通知に基づき測定項目を追加。